

合理的配慮の提供とは

事業者や行政機関等に、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。具体的な例を紹介します。



車いすに乗っている障がいのある人がお店に来たら？

- ・お店の人も協力して、車いすを持ち上げて段差を上る
- ・高いところにある商品を取って渡す
- ・携帯スロープを利用し、段差を解消する など

聴覚障がいや視覚障がいのある人がお店に来たら？

- ・筆談や読み上げをして、分かりやすく説明をする
- ・お互いの意思を伝えるために絵やタブレット端末などを使う など



「障害者差別解消法」(平成28年施行)では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に、「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指しています。令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行されます。

障害者差別解消法が改正されました

- ▶ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- ▶ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化
- ▶ 障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化

大切なこと

身近な改正ポイント

合理的配慮を提供するときに「話し合いをし、一緒に考えること」が大切です。障がいのある人やその家族と事業者(お店の人等)が話し合っ、一緒にどうするのが良いか考えることが、合理的配慮につながります。

今までは民間事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が「努力義務」となっていました。改正によって「法的義務」となります。

「ヘルプマーク」を知っていますか？

外見からは分からなくても援助が必要な人がいます。見掛けたら、思いやりのある行動をお願いします。市では社会福祉課窓口で、配布受付を行っています。詳細は市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



障がいのある人もない人も誰もが自分らしく生きる大分県にするために

大分県では障がいを理由とする差別解消に向け、啓発動画が制作・公開しています。詳細は大分県ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



知る 障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」によって定められている事項について理解してもらうためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる 障害者差別解消法に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。

